合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月七日

高知市上町一丁目四番二四号

（甲）医療法人おくら会

理事長　藤戸　せつ

高知県安芸郡芸西村和食字高山甲四二六八番地

（乙）医療法人みずき会

理事長　藤戸　せつ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月七日

香川県高松市林町一五〇五番地四

合同会社アンクラージュ

代表社員　鈴木　一代

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千一百万円減少し九百万円とし、減少する資本金の全部を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年五月十一日であり、株主総会の決議は平成二十七年三月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年四月七日

神戸市東灘区御影二丁目二四番一〇号

有限会社藤崎興産

代表取締役　前田　玲子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は、平成二十七年五月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十七年三月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十七年三月二十七日

掲載頁　十二頁

平成二十七年四月七日

大分市大字政所三二四五番地一二

カモンド開発工業株式会社

代表取締役　稗田　寛

準備金の額の減少公告

当社は、利益準備金の額を八億七千八百五十万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年三月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年八月五日

掲載頁　二頁

平成二十七年四月七日

東京都港区芝五丁目三四番六号

三菱日立製鉄機械株式会社

代表取締役　神田　勝行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行を条件に資本金の額を金六千二百万円、資本準備金の額を金五千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表は、平成二十七年三月十二日付官報（号外第五十二号）九十二頁に公告しています。

平成二十七年四月七日

東京都千代田区岩本町一丁目一〇番五号

東興産業株式会社

代表取締役　勝又　正成

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十二日を基準日と定め、同日十六時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年五月十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月七日

福島県いわき市南台三丁目一番地九

鶴見鋼管株式会社

代表取締役　近藤　哲己

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年四月下旬から平成二十七年七月下旬に開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月七日

大阪市天王寺区空堀町二番八号

ナプテック株式会社

代表取締役　三村　彰夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十四日付で株券発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月七日

福島県福島市矢剣町四番三五号

福島ガス株式会社

代表取締役　西形　健吉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月七日

東京都杉並区上荻一丁目二三番一号

長田屋産業株式会社

代表取締役　白鳥　哲朗

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月七日

福岡県久留米市通町一〇八番地の七

亀屋硝子株式会社

代表取締役　堤　浩一

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年三月三十一日開催の臨時総会において、出資一口十万円を一口一万円に減少することとし、現在の一口十万円は、十口十万円とする旨の決議をいたしました。

この決議に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告いたします。

平成二十七年四月七日

東京都大田区中央二丁目二三番一五号

大田電設協同組合

代表理事　福島　弘

訂正公告

平成二十七年三月十二日掲載の組織変更公告中、効力発生日「平成二十七年四月十八日」とあるは「平成二十七年五月八日」、組織変更後の商号「福岡電化メンテナンス株式会社」とあるは「TOSエレックス株式会社」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十七年四月七日

福岡県筑紫野市大字筑紫八八〇番地一

TOSエレックス合同会社

代表社員　夏山　好和

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年四月一日（号外第七十五号）公布内閣府・経済産業省令第一号（産業競争力強化法施行令第三条の二に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令（印刷誤り）	八	上	終りから二	第百七十一号	第百六十九号
平成二十七年三月九日（号外第四十九号）公布農林水産省令第十号（農産物検査法施行規則の一部を改正する省令）（印刷誤り）	二				
二ページ上段一四行目と一五行目、一七行目と一八行目及び二一行目と二二行目の間をそれぞれ一行空ける。（原稿誤り）					
平成二十七年三月三十一日（号外第七十三号）公布国土交通省令第二十号から第二十二号を目次及び本文は削除し、同日同号外公布国土交通省令第二十三号から第二十五号はそれぞれ三号ずつ繰り上がる。					
平成二十七年四月三日国会事項欄裁判官弾劾裁判所の部（印刷誤り）	九			「裁判官弾劾裁判所」	「裁判官弾劾裁判所」は「裁判官弾劾裁判所」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月七日付第八〇号六四ページ
◉官報郵送料のお知らせ　三月分（一ジ●同日付政府調達第六五号一六ページ月極一部当り）の郵送料二、五一六円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）